

おおた健康経営事業所認定事業実施要綱

令和元年8月15日31健健発第10990号区長決定

改正 令和3年4月19日3健健発第10156号健康政策部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営に取り組む区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定することにより、区内事業所に勤める働き盛り世代の従業員の健康づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区内事業所

区内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業所（NPO法人、公益法人等を含む。）をいう。

(2) 委員会

別に定める「おおた健康経営事業所認定審査委員会」をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「おおた健康経営事業所」の募集に関すること。

(2) 本事業に申込をした区内事業所（以下「応募事業所」という。）の審査及び認定に関すること。

(3) 認定を受けた区内事業所に対する、取組の継続的な支援に関すること。

(4) その他本事業の実施に必要な業務に関すること。

(応募資格)

第4条 本事業への応募資格は、営利・非営利を問わず、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する区内事業所とする。ただし、本事業の目的に照らし、区長が不適切であると判断した場合は、対象外とする。

(1) 過去に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと。

(2) 都税等を滞納していないこと。

(3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。

(4) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(応募)

第5条 本事業に申込をする者は、次の各号に掲げる書類を区長が定める期間内に提出しなければならない。

(1) おおた健康経営事業所認定応募用紙（別記第1号様式）

(2) 前号のほか、区長が必要と認める書類

(認定)

第6条 認定は、次の各号に掲げる手続を経て、別に定める基準に該当するものについて、

委員会の審査結果に基づき、区長が決定する。

(1) 事務局による応募書類の審査

(2) 委員会における審査

(3) 応募事業所へのヒアリング（電話、メール、訪問等）

2 認定の手続は、前項第1号及び第2号を必須とし、必要に応じて前項第3号を行う。

3 第1項第2号の審査は、応募事業所により提出された資料等を基に行い、その取組状況に応じて、「ブロンズ」、「シルバー」、「ゴールド」又は「認定外」に区分する。

4 認定区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ブロンズ

法令遵守等を前提に、健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの

(2) シルバー

前号に加え、健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び具体的な取組を実施しているもの

(3) ゴールド

前号に加え、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているほか、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するための取組が行われているもの

(4) 認定外

第1号に満たないもの

(認定の通知)

第7条 区長は、第6条第4項第1号から第3号までの認定区分に該当する事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、おおた健康経営事業所認定審査結果通知書（別記第2号様式）によりその旨を通知し、後日認定状を交付する。

2 区長は、第6条第4項第4号の認定区分に該当する事業所に対し、おおた健康経営事業所認定審査結果通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知する。

(認定期間及び再認定)

第8条 認定期間は、認定の翌年度の4月1日から2年間とする。ただし、認定期間中に認定区分の変更を目的として再度応募することを妨げるものではない。

2 認定事業所は、認定期間が満了する年度に実施する応募期間内に、再度応募し、第6条に定める手続を経ることで、認定を継続することができる。

(健康経営事業所等の使用)

第9条 認定事業所は、「おおた健康経営事業所」の文言及び区が定める「認定マーク」を使用することができる。ただし、使用の際には、認定年度及び認定期間を明らかにすることとする。

2 認定事業所は、「おおた健康経営事業所」の文言及び区が定める「認定マーク」を第1条に定める趣旨以外の目的で使用してはならない（特に、自らの事業所の商品等を大田区が推奨すると誤解を与えるような使用をしてはならない。）。

(認定の取消し)

第10条 区長は、応募内容に虚偽がある又は応募内容と実際の取組内容とに著しく隔たり

があると判断する場合は、事業所の認定を取り消すことができる。

2 区長は、認定事業所が認定期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合は、認定を取り消すことができる。

3 区長は、前2項の規定により認定の取消しを実施するに当たり、委員会の意見を聴取することができる。

(事務局)

第11条 この要綱に定める事務は、健康政策部健康医療政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。